

自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けに係る仕様書

- 1 件名
自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付け
- 2 貸付物件
別紙1「貸付物件一覧表」のとおり
※物件番号ごとに募集する。
※各物件の利用者数・実績は別紙2のとおり
- 3 貸付期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
契約締結後から原則1年間とする。
ただし、管理等が良好な場合、両者協議の上、最長3年まで延長できる。
- 4 自動販売機の設置日及び撤去日
貸付期間の初日及び末日が施設の休館日になる場合は、只見町は、設置事業者と自動販売機の設置日及び撤去日を協議し、決定するものとする。
- 5 賃貸料
落札者が入札した金額に消費税及び地方消費税を加算した額をもって契約金額とする。
- 6 賃貸料の納入
只見町が発行する納入通知書にて、納入することとする。
なお、売上手数料は徴収しない。
- 7 設置する自動販売機及び管理運営
自動販売機とその管理運営は次のとおりとする。
 - (1) 大きさ
土台、転倒防止板及び放熱スペースを含めて、別紙の貸付物件に係る表中の範囲内とする。
 - (2) 環境対策
 - ア 省エネ
「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。
 - イ ノンフロン
二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3) 販売品目

販売品目は下表のとおりとする。

販売品目	詳細（仕様内容）
清涼飲料水 (ペットボトル・缶)	密閉型容器（ペットボトル又は缶）に入ったお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を販売すること。 ただし、酒類の販売は行わないこと。

その他の機能 災害救援機能付き自動販売機であること。

(4) 販売価格

標準小売価格以下とすること。

(5) 商品の品質管理

消費期限の確認等、安定した高品質な商品を提供するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

(6) 付加機能

別紙の貸付物件に係る表中の付加機能についての詳細は、下表のとおりとする。

付加機能	詳細（仕様内容）
災害救援機能	災害発生時は自動販売機に収容されている飲料製品を無償で提供すること前提とした機器で、災害発生時に只見町が飲料の提供を必要とした場合は、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。

(7) 安全対策

「自動販売機の据付基準」（J I S規格）を遵守し、さらに、J I S規格で規定されていない接地面においては、J I S規格と同等以上の安全性が確保できる据付方法による措置を講じ、転倒による事故を防止すること。

(8) 使用済み容器の処理

回収ボックス（ごみ袋付き）を設置し、適切に回収・リサイクルすること。

なお、原則として、販売する飲料の容器（ペットボトル・缶等）の種類ごとに回収ボックスを準備すること。

(9) 費用負担等

ア 費用の負担

契約の締結並びに自動販売機の設置、管理運営及び撤去に要する一切の費用を負担すること。

イ 子メーターの設置

自動販売機に係る電気料等を計測するため、計量器を設置すること。

ウ 光熱水費の納入

自動販売機の稼働に必要な光熱水費は、毎月只見町が発行する納付書により只見町へ納入すること。

(10) 売上報告書の提出

売上状況を取りまとめ、毎月末に只見町へ報告すること。

ただし、必要に応じ、不定期で報告を求めた場合は、指定された期限までに報告を行うこと。

(11) 適正な自動販売機の維持管理、故障対応

商品の補充及び変更、売上金の回収及びつり銭の補充、自動販売機の内部及び外部の清掃、機械の保守を随時行い、適正な維持管理を行うこと。

自動販売機には、故障時等の連絡先を明記し、故障、問合せ及び苦情については、即時対応すること。

(12) 自動販売機設置に伴う事故

只見町の責に帰する事由による場合を除き、その責を負うこと。

(13) 商品等の盗難及び破損

只見町の責に帰することが明らかな場合を除き、只見町はその責を負わない。

商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの責任により速やかに復旧すること。

8 貸付場所の返還

契約の満了等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復し只見町の指定する日までに返還すること。

9 その他

(1) 契約の締結

契約に当たっては、別紙「町有財産有償貸付契約書」の内容を遵守すること。

(2) 契約の解除

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第5項又は同法第238条の5第4項に基づく解除

只見町は、貸付期間中、公用又は公共用の供するため必要を生じたとき、直ちに契約を解除することができるものとする。

イ 書面による申出に基づく契約の解除

只見町は、只見町又は設置事業者から解除しようとする日の6か月前までに、書面による解除の申出があった場合は、契約を解除することができるものとする。

(3) 契約の解除に伴う損害賠償の請求について

設置事業者は、(1)により契約を解除された場合において、損害が生じた場合であっても、その補償を請求しないものとする。

(4) 施設の閉鎖又は改修工事について

只見町は、事業の執行及び施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖又は改修工事を行うことがある。

(5) 疑義等の決定

本仕様書に定めのないものについては、両者協議の上決定する。